

簡易株式交換公告

平成 26 年 10 月 14 日

株主各位

東京都新宿区津久戸町 1 番 8 号
イーピーエス株式会社
代表取締役会長 巖 浩

当社は、平成 26 年 10 月 10 日開催の取締役会において、平成 27 年 1 月 1 日を効力発生日として、株式会社イーピーメント（本店所在地：東京都文京区大塚二丁目 9 番 3 号）を当社の完全子会社とする株式交換を行うことを決議いたしましたので、公告いたします。

この株式交換は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けずに行いますので、この株式交換に反対の株主様は、本公告の日から 2 週間以内に、当社に対して、書面によりその旨をご通知ください。

また、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この株式交換に係る株式買取請求権を行使される株主様は、効力発生日の 20 日前の日（平成 26 年 12 月 12 日）から効力発生日の前日（平成 26 年 12 月 31 日）までの間に、当社に対して、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。このご通知に当たっては、株主の皆様が株式を預託されている証券会社等の口座管理機関に対して、個別株主通知の申出の取次ぎの請求を併せて行っていただきますようお願い申し上げます。

以 上